

第20回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	決算認定	予算	条例	その他	計
件数	5	2	5	9	21

(2) 議案の名称

< 決算認定 >

- 認定第 1号 平成23年度尼崎市歳入歳出決算
- 認定第 2号 平成23年度尼崎市水道事業会計決算
- 認定第 3号 平成23年度尼崎市工業用水道事業会計決算
- 認定第 4号 平成23年度尼崎市自動車運送事業会計決算
- 認定第 5号 平成23年度尼崎市下水道事業会計決算

< 予算 >

- 議案第105号 平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第106号 平成24年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)

< 条例 >

- 議案第107号 尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議案第109号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第111号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第112号 工事請負契約について(金楽寺小学校南棟等改築工事)
- 議案第113号 工事請負契約について(塚口小学校西南棟改築等工事)
- 議案第114号 工事請負契約について(水堂小学校南棟改築等工事)
- 議案第115号 工事請負契約について(水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設

議案第 1 1 6 号	備工事) 工事請負契約について(水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事)
議案第 1 1 7 号	訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)
議案第 1 1 8 号	市道路線の認定について
議案第 1 1 9 号	平成 2 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 1 2 0 号	平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 その他の報告

- (1) 平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計継続費の精算報告について
配水管整備事業 1 2 , 9 8 0 , 3 2 2 千円
- (2) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4 件	4 3 5 , 9 1 5 円
その他の事故	5 件	1 , 1 8 6 , 7 1 4 円
その他	1 件	1 3 1 , 3 0 6 円
- (3) 財団法人等の経営状況
- (4) 平成 2 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

3 追加提出予定案件

<その他>

- ・ 工事請負契約について(金楽寺小学校南東棟等改築工事のうち電気設備工事)
- ・ 工事請負契約について(塚口小学校西南棟改築等工事のうち電気設備工事)
- ・ 工事請負契約について(戸ノ内改良住宅新築(第 1 5 期)工事)

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第20回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成24年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課	
件 名	平成23年度尼崎市歳入歳出決算					
内 容						
概要 (単位:千円)						
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	193,367,051	193,196,135	170,916	108,172	62,744	
特 別 会 計	175,203,092	172,558,137	2,644,955	0	2,644,955	
国民健康保険事業費	53,731,024	52,471,691	1,259,333	0	1,259,333	
地方卸売市場事業費	601,748	362,668	239,080	0	239,080	
用品調達事業費	62,527	62,527	0	0	0	
育英事業費	9,025	9,025	0	0	0	
農業共済事業費	18,743	10,936	7,807	0	7,807	
都市整備事業費	2,743,583	2,743,583	0	0	0	
公共用地先行取得事業費	11,005,659	11,005,659	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	48,580	48,392	188	0	188	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	36,346	15,854	20,492	0	20,492	
青少年健全育成事業費	5,711	5,711	0	0	0	
介護保険事業費	30,832,535	30,302,321	530,214	0	530,214	
後期高齢者医療事業費	4,109,914	3,991,289	118,625	0	118,625	
駐車場事業費	376,019	376,019	0	0	0	
廃棄物発電事業費	315,830	234,035	81,795	0	81,795	
競艇場事業費	71,305,848	70,918,427	387,421	0	387,421	
合 計	368,570,143	365,754,272	2,815,871	108,172	2,707,699	

<平成24年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	水道局経理課 交通局経営企画課 下水道部経営企画課	
件名	平成23年度尼崎市水道事業会計決算 平成23年度尼崎市工業用水道事業会計決算 平成23年度尼崎市自動車運送事業会計決算 平成23年度尼崎市下水道事業会計決算					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区分		水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業	下水道事業	
収益的 収 支 (税 抜)	経常 損 益	収益	9,625,131	1,774,054	2,780,914	11,103,101
		費用	8,408,237	1,549,476	2,916,939	9,165,387
		差引	1,216,894	224,578	136,025	1,937,714
	特別 損 益	利益	364	0	353,102	3
		損失	28,717	0	7,749	44,244
		差引	28,353	0	345,353	44,241
	純利益 +		1,188,541	224,578	209,328	1,893,473
	資本 的 収 支	収 入	329,478	7,507	3,475	8,031,023
		支 出	2,306,493	403,670	283,836	12,848,271
差 引		1,977,015	402,254	280,361	4,817,248	
補てん財源		2,741,919	956,522	363,936	5,827,078	
資金 収 支	年 間 +	764,904	554,268	83,575	1,009,830	
	累 計	5,509,961	2,993,159	414,376	4,142,340	

<平成24年9月定例会>

種別	予算	番号	議案第105号	所管	各事業所管課
件名	平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	192,827,572	146,435	192,974,007		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	74,955	総務費	32,000	
	県支出金	2,566	民生費	2,566	
	財産収入	1	衛生費	111,869	
	寄付金	5,730			
	繰入金	700			
	繰越金	62,483			
	合 計	146,435	合 計	146,435	
3	繰越明許費 追加 (単位:千円)				
	款	項	事業名	金額	
	教育費	小学校費	学校施設耐震化事業	1,032,100	
4	補正予算の内容 ポリオの予防接種において、国が薬事承認した不活化ワクチンへ平成24年9月から移行することに伴い、接種回数の増加や接種方法の変更等への対応を行うほか、国の経済対策により兵庫県において設置されている「緊急雇用就業機会創出基金」を活用し、保育環境の向上に資する事業などを実施する。費目別事業概要等は別紙のとおり。				

費目別事業概要等

総務費	32,000 千円
財政調整基金積立金	32,000 千円
平成 23 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
民生費	2,566 千円
臨時職員賃金等（公立保育所維持管理事業関連）	1,883 千円
緊急雇用創出事業として、臨時的任用職員を任用し、公立保育所維持管理事業の拡充に伴う事務量の増加に対応する。	
公立保育所維持管理事業費	683 千円
緊急雇用創出事業として、公立保育所において、机や玩具などの作製や施設の修繕等を行い、より快適な保育環境を整える。	
衛生費	111,869 千円
予防接種事業費	105,438 千円
ポリオの予防接種において、平成 24 年 9 月から不活化ワクチンを、また同年 11 月から既存の 3 種混合ワクチンにポリオの不活化ワクチンを加えた、4 種混合ワクチンを導入する。	
地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	700 千円
動物愛護基金を活用し、市内の野良猫の減少を目的とした不妊手術の費用助成について拡充を図る。	
動物愛護基金積立金	5,731 千円
平成 24 年 4 月より受付を開始した動物愛護管理寄付金等について、動物愛護基金への積立を行う。	

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 1 0 6 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	平成 2 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	32,612,368	168,361	32,780,729		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	168,361	諸支出金	168,361	
	合 計	168,361	合 計	168,361	
3	補正予算の内容				
	(1) 諸支出金				
	・ 県負担金等返還金		1 6 8 , 3 6 1 千円		
	平成 2 3 年度における国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の確定差額を返還する。				

<平成24年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第107号	所 管	防災対策課
件 名	尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)が、平成24年6月27日に公布・施行され、市町村防災会議の防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務として防災に関する重要事項を審議することを追加し、併せて、多様な主体の参画を図るため学識経験者等を市町村防災会議の委員に選任できるよう改正されたことなどから規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 所掌事務として、防災に関する重要事項の調査審議や市長に意見を述べることを追加する。 【第2条第3号及び第4号の追加】</p> <p>(2) 所掌事務から、非常災害時に緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進する規定を削除する。 【第2条第5号の削除】</p> <p>(3) 防災会議を組織する者に学識経験者及び自主防災組織を構成する者を追加する。 【第3条第2項第7号及び第8号の追加】</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市防災会議条例

改正後	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>尼崎市水防計画その他本市の地域に係る水防に関する重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の地域に係る防災に関する重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p>(4) <u>本市の地域に係る防災に関する重要な事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(5) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、教育長、消防長及び消防団長をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>学識経験者</u></p> <p>(8) <u>自主防災組織(災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者</u></p> <p>(部会)</p> <p>第9条 1～3 略</p> <p>4 <u>第5条第2項及び第3項、第7条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員(専門委員を含む。次項において同じ。)」と、同条第2項中「委員」</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 尼崎市水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議すること。</p> <p>(3) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(4) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</u></p> <p>(5) <u>非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、教育長、消防長及び消防団長をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者</u></p> <p>(部会)</p> <p>第9条 1～3 略</p> <p>4 第5条第2項及び第3項、第7条並びに前条の規定は、部会について準用する。</p>

とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

<平成24年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第108号	所 管	防災対策課
件 名	尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）において、市町村災害対策本部については、これまで都道府県災害対策本部と同一の規定（法第23条）により一括して定められていたが、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が平成24年6月27日に公布・施行され、都道府県災害対策本部に関する規定とは別に市町村災害対策本部に関する規定が新たに定められたことから、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>法に規定されるもののほか、市町村災害対策本部に関し、必要な事項を市町村条例で定めるとされる当該条例の根拠規定を「第23条第7項」から「第23条の2第8項」に改める。 【第1条】</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市災害対策本部条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、<u>尼崎市災害対策本部</u>(以下「<u>災害対策本部</u>」<u>という。)</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等の告示)</p> <p>第 2 条 市長は、災害対策本部を設置したときは<u>その設置の場所を、災害対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。</u></p> <p>(職務権限)</p> <p>第 3 条 <u>尼崎市災害対策本部長</u>(以下「<u>災害対策本部長</u>」<u>という。)</u>は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>尼崎市災害対策副本部長</u>は、災害対策本部長を<u>補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>3 <u>尼崎市災害対策本部員</u>(以下「<u>災害対策本部員</u>」<u>という。)</u>は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 5 条 略</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、<u>災害対策本部</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等の告示)</p> <p>第 2 条 市長は、災害対策本部を設置したときは<u>当該本部の名称及び設置の場所を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。</u></p> <p>(職務権限)</p> <p>第 3 条 <u>災害対策本部長</u>は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>災害対策副本部長</u>は、災害対策本部長を<u>助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>3 <u>災害対策本部員</u>は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 5 条 略</p>

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 0 9 号	所 管	高等学校教育振興担当 学校計画担当
件 名	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 琴ノ浦高等学校の設置に伴う改正</p> <p>(1) 改正理由 尼崎工業高等学校と城内高等学校を再編し、琴ノ浦高等学校を設置するに伴い条例の改正を行うもの</p> <p>(2) 第 1 条関係 ア 改正内容 琴ノ浦高等学校の設置に伴い別表中に同校の項を追加する。 イ 施行期日 平成 2 5 年 1 月 1 日</p> <p>(3) 第 2 条関係 ア 改正内容 別表中、尼崎工業高等学校と城内高等学校の項を削除する。 イ 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日</p> <p>2 尼崎市立幼稚園の再編に伴う改正</p> <p>(1) 改正理由 市立幼稚園の再編に伴い条例の改正を行うもの</p> <p>(2) 第 2 条関係 ア 改正内容 別表中、博愛幼稚園、梅園幼稚園、富松幼稚園、武庫南幼稚園及び武庫庄幼稚園の項を削除する。 イ 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例

1 第1条関係 (施行期日：平成25年1月1日)

改正後		現行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
高等学校 尼崎市立尼崎工業 高等学校	尼崎市東難波町2丁目 17番64号	高等学校 尼崎市立尼崎工業 高等学校	尼崎市東難波町2丁目 17番64号
尼崎市立城内高等 学校	尼崎市北城内47番地の 1	尼崎市立城内高等 学校	尼崎市北城内47番地の 1
尼崎市立琴ノ浦高 等学校	尼崎市北城内47番地の 1		

2 第2条関係 (施行期日：平成28年4月1日)

改正後		現行(第1条関係施行後)	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
高等学校 (削除)	(削除)	高等学校 尼崎市立尼崎工業 高等学校	尼崎市東難波町2丁目 17番64号
(削除)	(削除)	尼崎市立城内高等 学校	尼崎市北城内47番地の 1
尼崎市立琴ノ浦高 等学校	尼崎市北城内47番地の 1	尼崎市立琴ノ浦高 等学校	尼崎市北城内47番地の 1
幼稚園 (削除)	(削除)	幼稚園 尼崎市立博愛幼稚 園	尼崎市南城内5番地
(削除)	(削除)	尼崎市立梅園幼稚 園	尼崎市東難波町4丁目 3番20号
(削除)	(削除)	尼崎市立富松幼稚 園	尼崎市富松町3丁目35 番13号
(削除)	(削除)	尼崎市立武庫南幼 稚園	尼崎市南武庫之荘6丁 目3番24号
(削除)	(削除)	尼崎市立武庫庄幼 稚園	尼崎市武庫之荘本町3 丁目21番26号

<平成24年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第110号	所 管	職員課
件 名	尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）において、市町村災害対策本部については、これまで都道府県災害対策本部と同一の規定（法第23条）により一括して定められていたが、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が平成24年6月27日に公布・施行され、都道府県災害対策本部とは別に市町村災害対策本部に関する規定が新たに定められたため、引用条項にずれが生じていることから、所要の文言整理を行うもの。</p> <p>2 改正内容 別表摘要1中、「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後			現 行		
別表			別表		
手当	業 務	支給額 (日額)	手当	業 務	支給額 (日額)
特殊 業務 手当	学校管理下において行 う非常災害時等におけ る緊急の業務		特殊 業務 手当	学校管理下において行 う非常災害時等におけ る緊急の業務	
	1 非常災害時に おける生徒(幼稚園 にあっては、幼児。 以下同じ。)の保護 又は緊急の防災若し くは復旧の業務			1 非常災害時に おける生徒(幼稚園 にあっては、幼児。 以下同じ。)の保護 又は緊急の防災若し くは復旧の業務	
	(1) 重大な災害 が発生し、又は発生 するおそれがある場 合において行う業務 (勤務を要しない日 等におけるものに 限る。)	4,000 円(従事した時間 が4時間以上8時 間以下のものに 限る。8時間を 超えるものにあ っては、6,400 円)		(1) 重大な災害 が発生し、又は発生 するおそれがある場 合において行う業務 (勤務を要しない日 等におけるものに 限る。)	4,000 円(従事した時間 が4時間以上8時 間以下のものに 限る。8時間を 超えるものにあ っては、6,400 円)
	(2) 略			(2) 略	
	2・3 略			2・3 略	
摘要			摘要		
1 「重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づき設置される尼崎市災害対策本部から第1号防災指令、第2号防災指令又は第3号防災指令が発令されている場合をいう。			1 「重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき設置される尼崎市災害対策本部から第1号防災指令、第2号防災指令又は第3号防災指令が発令されている場合をいう。		
2 略			2 略		

<平成24年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第111号	所 管	保育計画担当
件 名	尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 保育環境の改善、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うため、浜保育所を社会福祉法人に移管することから、保育所条例の一部を改正するもの。				
2	改正内容 別表中、浜保育所の項を削除する。				
3	施行期日 平成26年4月1日				
4	その他 この条例の施行により保育所としての用途が廃止された後の建物は、移管する社会福祉法人に譲与する。				

尼崎市立保育所条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
(削除)	(削除)	尼崎市立浜保育所	尼崎市浜2丁目20番5号

<平成24年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第112号	所 管	施設課、学校耐震化担当
件 名	工事請負契約について(金楽寺小学校南東棟等改築工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 俊二				
2	契約金額 716,940,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年7月27日				
5	工事内容 南東棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 13,279.00平方メートル 建築面積 954.37平方メートル 延べ面積 3,606.87平方メートル (主な諸室)普通教室、特別支援学級教室、視聴覚教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室、多目的スペース 給食室棟改築工事 鉄骨造り 2階建て 1棟 建築面積 480.95平方メートル 延べ面積 564.66平方メートル 既存南東棟等解体工事(南東棟、給食室棟等) 既存校舎改修工事 屋外付帯工事(外構等)				
6	工期 契約締結の日から平成27年3月20日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 4 年 7 月 2 7 日
件 名	金楽寺小学校南東棟等改築工事		
落 札 者 名	宮崎建設(株)	落 札 金 額	682,800,000円
予 定 価 格	766,650,000円	最低制限価格	651,652,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
宮崎建設(株)	682,800,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	714,800,000		
(株)三田工務店	735,000,000		
(株)柄谷工務店	618,900,000		最低制限価格抵触
海月建設(株)	辞退		
(株)鍵田組	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 3 号	所 管	施設課、学校耐震化担当
件 名	工事請負契約について (塚口小学校西南棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男				
2	契約金額 7 8 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 4 年 7 月 2 7 日				
5	工事内容 西南棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 敷地面積 1 6 , 2 9 7 . 5 6 平方メートル 建築面積 7 4 1 . 2 5 平方メートル 延べ面積 2 , 3 3 1 . 9 5 平方メートル (主な諸室) 視聴覚教室、職員室、校長室、集中下足室 北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 延べ面積 3 , 4 4 7 平方メートル 主な工法 K T プレース工法 便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 延べ面積 2 , 4 9 1 平方メートル 主な工法 耐震壁増設 東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 延べ面積 1 , 1 2 6 平方メートル 主な工法 K T プレース工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 2 階建て 1 棟 延べ面積 8 9 0 平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事 (西南棟等) 既存校舎改修工事、屋外付帯工事 (外構等)				
6	工期 契約締結の日から平成 2 7 年 3 月 2 0 日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成24年7月27日
件 名	塚口小学校西南棟改築等工事		
落 札 者 名	(株)三田工務店	落 札 金 額	748,000,000円
予 定 価 格	759,080,000円	最低制限価格	645,218,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)三田工務店	748,000,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	641,800,000	最低制限価格抵触	
(株)トータルサプライ	642,280,000	最低制限価格抵触	
宮崎建設(株)	697,000,000	金楽寺小学校南東棟等改築工事落札の為入札無効	
海月建設(株)	辞退		
(株)鍵田組	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

<平成24年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第114号	所 管	施設課、学校耐震化担当
件 名	工事請負契約について(水堂小学校南棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号 東洋・光邦特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社神戸営業所 所長 牧野 吉博				
2	契約金額 1,241,100,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年7月27日				
5	工事内容 南棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 敷地面積 15,244.30平方メートル 建築面積 3,612.74平方メートル 延べ面積 5,645.44平方メートル (主な諸室)普通教室、特別支援学級教室、保健室、図書室、視聴覚教室、コンピュータ室、音楽教室、給食室、職員室、校長室、多目的スペース 東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 1,224平方メートル 主な工法 パラレル工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 891平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事(南棟、西棟、給食室棟等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から平成27年3月20日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成24年7月27日
件 名	水堂小学校南棟改築等工事		
落 札 者 名	東洋・光邦特定建設工事共同企業体	落 札 金 額	1,182,000,000円
予 定 価 格	1,384,620,000円	最低制限価格	1,176,927,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
東洋・光邦特定建設工事共同企業体	1,182,000,000		
大鉄工業(株)・旭建設(株)共同企業体	1,200,000,000		
浅沼・サージ・コア共同企業体	1,216,800,000		
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体	1,241,000,000		
ナカノフドー・オカモト共同企業体	1,261,000,000		
青木あすなろ・菊田共同企業体	1,264,000,000		
東亜・三田共同企業体	1,287,800,000		
大日本・大昭特定建設工事共同企業体	1,297,000,000		
宮崎・苅田特別共同企業体	1,348,000,000		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 5 号	所 管	施設課、学校耐震化担当																
件 名	工事請負契約について (水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設備工事)																				
内 容																					
1	契約の相手方 尼崎市稲葉元町 2 丁目 4 番 9 号 平尾電工株式会社 代表取締役 平尾 秀樹																				
2	契約金額 2 6 6 , 2 1 9 , 1 0 0 円																				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																				
4	開札年月日 平成 2 4 年 8 月 6 日																				
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存校舎法令適合改修等工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式	既存校舎法令適合改修等工事	一式
受変電設備工事	一式																				
幹線設備工事	一式																				
動力・電灯設備工事	一式																				
弱電設備工事	一式																				
太陽光発電設備工事	一式																				
既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式																				
屋外電気設備工事	一式																				
既存校舎法令適合改修等工事	一式																				
6	工期 契約締結の日から平成 2 7 年 3 月 2 0 日まで																				

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 6 号	所 管	施設課、学校耐震化担当																
件 名	工事請負契約について (水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事)																				
内 容																					
1	契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 太一																				
2	契約金額 2 2 8 , 9 0 0 , 0 0 0 円																				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																				
4	開札年月日 平成 2 4 年 8 月 6 日																				
5	工事内容 機械設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給排水衛生設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">空気調和設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">換気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給湯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消火設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る機械設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外機械設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存校舎法令適合改修等工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					給排水衛生設備工事	一式	空気調和設備工事	一式	換気設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式	既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る機械設備工事	一式	屋外機械設備工事	一式	既存校舎法令適合改修等工事	一式
給排水衛生設備工事	一式																				
空気調和設備工事	一式																				
換気設備工事	一式																				
給湯設備工事	一式																				
消火設備工事	一式																				
既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る機械設備工事	一式																				
屋外機械設備工事	一式																				
既存校舎法令適合改修等工事	一式																				
6	工期 契約締結の日から平成 2 7 年 3 月 2 0 日まで																				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 4 年 8 月 6 日
件 名	水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)阪神設備工業所	落 札 金 額	218,000,000円
予 定 価 格	236,480,000円	最低制限価格	201,008,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額（円）		
(株)阪神設備工業所	218,000,000		
下坂設備工業(株)	275,672,000		予定価格超過
中條建設工業(株)	198,880,000		最低制限価格抵触
栄設備工業(株)	辞退		

（ 金額は消費税を含まない。 ）

<平成24年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第117号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美					
(2) 被告氏名及び滞納金額等（15名）					
	氏 名	滞納 月数	滞納金額		
1	■■■■■	33	812,570円		
2	■■■■■	31	740,520円		
3	■■■■■	26	956,200円		
4	■■■■■	25	761,640円		
5	■■■■■	22	586,640円		
6	■■■■■	24	808,890円		
7	■■■■■	27	314,542円		
8	■■■■■ ※	22	827,400円		
9	■■■■■ ※	21	394,400円		
10	■■■■■ ※	12	291,800円		
11	■■■■■ ※	19	473,700円		
12	■■■■■ ※	34	1,177,991円		
13	■■■■■ ※	16	596,600円		
14	■■■■■ ※	18	512,200円		
15	■■■■■ ※	14	352,600円		
計			9,607,693円		
※ 平成24年7月31日現在の数値					

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 8 号	所 管	道路課								
件 名	市道路線の認定について												
内 容													
<p>1 理由 道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 認定しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 第 8 2 1 号 線</td> <td>若王寺 2 丁目 1 6 6 - 7 ~ 同 1 6 6 - 2 7</td> </tr> <tr> <td>市 道 第 8 2 2 号 線</td> <td>若王寺 2 丁目 1 6 6 - 6 6 ~ 同 1 6 6 - 4 3</td> </tr> <tr> <td>市 道 第 8 2 3 号 線</td> <td>若王寺 2 丁目 1 6 6 - 5 0 ~ 同 1 6 6 - 5 7</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点	市 道 第 8 2 1 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 7 ~ 同 1 6 6 - 2 7	市 道 第 8 2 2 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 6 6 ~ 同 1 6 6 - 4 3	市 道 第 8 2 3 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 5 0 ~ 同 1 6 6 - 5 7
路 線 名	起 点 ~ 終 点												
市 道 第 8 2 1 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 7 ~ 同 1 6 6 - 2 7												
市 道 第 8 2 2 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 6 6 ~ 同 1 6 6 - 4 3												
市 道 第 8 2 3 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 5 0 ~ 同 1 6 6 - 5 7												

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 9 号	所 管	下水道部経営企画課										
件 名	平成 2 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 3 年法律第 3 7 号)が公布され、同法の規定により地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)の一部が改正され、平成 2 4 年 4 月 1 日に施行された。</p> <p>この改正により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされたことから、下水道事業会計においては、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容</p> <p>企業債に係る公的資金補償金免除繰上償還の財源とするため、未処分利益剰余金 3,562,106,459 円のうち 1,210,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">3,562,106,459</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">1,210,000,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減 債 積 立 金 の 積 立</td> <td style="text-align: right;">1,210,000,000</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 2,352,106,459</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	3,562,106,459	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,210,000,000	減 債 積 立 金 の 積 立	1,210,000,000	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 2,352,106,459
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 末 残 高	3,562,106,459														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,210,000,000														
減 債 積 立 金 の 積 立	1,210,000,000														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 2,352,106,459														

< 平成 2 4 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 0 号	所 管	水道局経理課										
件 名	平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 3 年法律第 3 7 号)が公布され、同法の規定により地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)の一部が改正され、平成 2 4 年 4 月 1 日に施行された。</p> <p>この改正により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされたことから、水道事業会計においては、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容</p> <p>施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金 1,188,541,348 円全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 未 残 高</td> <td style="text-align: right;">1,188,541,348</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">1,188,541,348</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立</td> <td style="text-align: right;">1,188,541,348</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 未 残 高	1,188,541,348	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,188,541,348	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	1,188,541,348	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 未 残 高	1,188,541,348														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,188,541,348														
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	1,188,541,348														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0														